特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	四條畷市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。また、番号法別表第2に基づき、特措法による予防接種の事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳を基に予防接種履歴の登録 ②予防接種履歴の照会に関する事務 ③予防接種履歴の照会に関する事務 ③予防接種の断要や案内通知等の作成 ④予防接種委託料支払い処理 ⑤各種補助金・交付金・扶助費等の支払い処理 ⑥各種補助金・等事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)
2. 特定個人情報ファー	イル名
健康管理(予防接種)シス	ステム情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の14の項及び別表の126の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録 システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1主務省令」という。)第67条の2
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する]

2) 実施しない 3) 未定

1 情報提供の根拠 ①番号法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 ②番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ③来早は第10条第6早(未詳年人の担供)

[

①実施の有無

実施する]

②街万広舟13木舟0万(安乱兀へ以佐供/ ②法令上の根拠 2 情報照会の根拠 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の154の項 ②番号法第19条第16号 ③番号法第19条第6号 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 健康福祉部 保健センター ②所属長の役職名 保健センター所長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 請求先 四條畷市総務部総務課 電話 072-877-2121(代表) 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 四條畷市 健康福祉部 保健センター 連絡先 〒575-0052大阪府四條畷市中野三丁目5番28号

]適用した

電話:072-877-1231

9. 規則第9条第2項の適用

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] ては、それぞれ 』	直点項目評価	書又は全項	3) 基礎項目評価	書及び 書及び		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託				[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	提供ネットワーク	プシステムを ĭ	通じた提供を	除く。)	I.]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続		[]接続	しない(入手)	E]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 理題が確され 3)			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	個人情報を含む文書等を送付する際は、送付間違い等が起こらないよう複数人による確認を実施している。個人情報の書かれた書類等は、業務中も窓口等、市民や来訪者の目に触れる場所には置かないよう徹底し、終業後は鍵のかかる保管庫にて保管している。					

9. 監	查								
実施0	D有無	[〇] 自己点検		[]	内部監査	[〕外音	『監査	
10. 税	É業者に対する教育・ 原	杏							
従業者	音に対する教育・啓発	[十分に行っ	っている]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分にん 3) 十分にん	を入れて行 テっている		
11. 量	も優先度が高いと考	えられる対策			[]≦	È項目評価又ℓ	ま重点項	目評価を実施	する
最も優る対策	₹先度が高いと考えられ	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策							
当該対策は十分か【再掲】		[+分で]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が死	を入れてい ある 浅されてい	る	
	判断の根拠	各事業の対象者等、 保管している。また、 たものは適切に溶解 個人情報を記録して 人情報の適切な取り	過去の簿冊 処分している いるエクセル	類は名 る。入力 レ等の	・事業ごと、 ⁴ 力作業は担当 電子記録は、	手度ごとに所定(当者で実施する。	の場所に促	呆管し、保存年 ブルチェックを行	限が経過し 行い、また、

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
1		①番号利用法第19条第7号及び別表第2の115	1 情報提供の根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第2の115 の2の項		番号法改正(令和3 年 9 月1 日施行)に伴う号ズレを修正
		①番号利用法第19条第7号及び別表第2の115	2 情報照会の根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第2の115 の2の項		番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う号ズレを修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月7E	1.特定個人情報ファイルを取り I扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。また、番号利用法別表第2に基事の発行等を行う。また、番号利用法別表第2に基事がによる予防接種の事務に関する事務において、情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳を基に予防接種履歴の登録②予防接種履歴の照会に関する事務③予防接種の暫奨や案内通知等の作成④予防接種委託料支払い処理⑤各種補助金・交付金・扶助費等の支払い処理⑤各種補助金等事務	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。また、番号利用法別表第2に基づき、特措法による予防接種の事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳を基に予防接種履歴の登録②予防接種履歴の照会に関する事務③予防接種履歴の照会に関する事務③予防接種の勧奨や案内通知等の作成④予防接種委託料支払い処理⑤各種補助金・交付金・扶助費等の支払い処理⑥各種補助金・事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月7日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②竹塚子続にあげる特定の個人を識別9 るだめの番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第59条の2 2 情報照会の根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第2の115の2の項	1 情報提供の根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第59条の2 ③番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ④番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 情報照会の根拠 ①番号対別条第8号及び別表第2の115の2の項 ②別表第2主務省令第59条の2 ③番号法第19条第6号	事後	
令和4年3月29日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項及び別表第1の93の2の 項	番号利用法第9条第1項別表第1の10の項及び 別表第1の93の2の項	事後	
令和4年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年12月31日 時点	令和3年2月28日 時点	事後	
令和4年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年2月1日 時点	令和4年2月28日 時点	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年2月28日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年2月28日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月22日	I 関連情報 5評価実施期間における担当 部署	①部署 新型コロナウイルス予防接種プロジェクトチーム②所属長の役職名 担当課長	①部署 健康福祉部 保健センター ②所属長の役職名 保健センター所長	事後	
令和6年7月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年6月30日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年6月30日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種の位民に対する系階接種、系診専の発行	う。)及び11以子続における特定の個人を譲加するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月22日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	み) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣	染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令	事後	
	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第59条の2 ③番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ④番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 情報照会の根拠 ①番号法第19条第8号及び別表第2の115の2の項	めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表154の項②番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ③番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 情報照会の根拠 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	様式変更に伴う
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	様式変更に伴う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業		2)十分である 個人情報を含む文書等を送付する際は、送付 間違い等が起こらないよう複数人による確認を 実施している。個人情報の書かれた書類等は、 業務中も窓口等、市民や来訪者の目に触れる 場所には置かないよう徹底し、終業後は鍵のか かる保管庫にて保管している。	事前	様式変更に伴う
令和7年10月29日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	様式変更に伴う
令和7年10月29日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策		2)十分である 各事業の対象者等、個人情報を取り扱っている 紙文書は処理後速やかに各簿冊に綴り、所定 の場所に保管している。また、過去の簿冊類は 各事業ごと、年度ごとに所定の場所に保管し、 保存年限が経過したものは適切に溶解処分し ている。入力作業は担当者で実施するとともに ダブルチェックを行い、また、個人情報を記録し ているエクセル等の電子記録は必ずパスワード をかけて保管している。委託先にも個人情報の 適切な取り扱いの徹底を依頼している。	事前	様式変更に伴う